

福岡市競争入札参加停止等措置要領運用基準

平成11年9月7日、平成15年4月1日、平成16年10月1日、平成18年5月1日、平成20年1月1日、平成21年8月1日、平成21年12月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成24年4月1日、平成27年10月22日、令和4年4月1日、令和5年2月28日、令和5年12月28日、令和7年2月21日改正

競争入札参加停止等のより適正な取扱いを確保するため、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日 助役決裁）の運用基準を次のとおり定める。

第1 本文

1 第2条第1項及び第2条の2第1項関係

- (1) 競争入札参加停止等の期間中の有資格者等について、別件により再度競争入札参加停止等を行う場合の始期は、再度競争入札参加停止等の措置を決定したときとする。この場合、競争入札参加停止等の通知をするときには別途行うものとする。なお、再度競争入札参加停止等の期間が、現に競争入札参加停止等を受けている期間を超えないときも同様とする。
- (2) 有資格者等が別表1、2各号に掲げる措置要件に該当するときにおいて、本市が当該事実を知る以前に、有資格者等から自発的に文書等で当該事実の報告があり、その報告に基づき競争入札参加停止等を行う場合は、その自発性を考慮し、競争入札参加停止等期間を定めることができるものとする。

2 第2条第3項関係

競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする期間は、取消日から起算して3年とする。

3 第4条第2項関係

- (1) 有資格者等が別表1、2各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の競争入札参加停止等を行う前のものである場合には、第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。
- (2) 下請負人が短期加重措置に該当するときは、元請負人の競争入札参加停止等の期間を超えてその競争入札参加停止等の期間を定めることができるものとする。
- (3) 第4条第7項の規定により解除した競争入札参加停止等措置は、短期加重措置の対象としない。

4 第6条第1項ただし書関係

競争入札参加停止等及び競争入札参加資格取消しの通知を省略することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 有資格者等の代表者の所在が不明のとき。
- (2) 別表1及び別表2第1号から第8号までに掲げる措置要件に係る排除措置を行う場合
- (3) その他通知する必要がないと認める相当な理由があるとき。

5 第7条関係

競争入札参加停止等の期間中の有資格者等には、競争入札参加停止等の期間中の有資格者等を構成員に含む共同企業体を含むものとする。

6 第8条関係

競争入札参加停止等の期間中の有資格者等が競争入札参加停止等を受ける以前から現に下請負人、若しくは受託人、若しくは資材、原材料等の納入者又は保証人となっている契約については、その契約の下請負人、若しくは受託人、若しくは納入者又は保証人の承認を取り消すものとはならないものである。

ただし、別表第2第9号又は別表第3各号の規定により、競争入札参加停止等又は競争入札参加資格取消しを受けた場合は、この限りでない。

7 第8条の4関係

本条による加算は、令和4年4月1日以後に発生した事実に対する競争入札参加停止等について適用する。

第2 各別表共通

- 1 競争入札参加停止等期間の始期は、原則として決裁日とする。
- 2 競争入札参加資格の取消日は、決裁日とする。

第3 別表第1

1 第1号関係

虚偽の記載のほか、別表第1第1号に掲げる申請書等の誓約事項に反したと認められるときにおいて、当該誓約事項が競争入札参加停止等の措置に関するものである場合は、該当する措置要件の期間の範囲内において、その反したことを加味し、競争入札参加停止等期間を定めることができるものとする。

2 第2号関係

- (1) 「工事成績若しくは委託成績が不良のとき」に該当し競争入札参加停止又は文書警告を行う場合の措置期間等は、当該評定の点数（以下評定点という。）により次のとおりとする。

| 評 定 点 | 措 置 内 容 | 措置期間 |
|------------|----------|------|
| 30点未満 | 競争入札参加停止 | 4ヵ月 |
| 30点以上35点未満 | 競争入札参加停止 | 3ヵ月 |
| 35点以上40点未満 | 競争入札参加停止 | 2ヵ月 |
| 40点以上45点未満 | 競争入札参加停止 | 1ヵ月 |
| 45点以上50点未満 | 文書警告 | — |

備考

評定点が45点以上50点未満でかつ当該工事又は委託の完了日以前3年間（3年以内に本号の規定により競争入札参加停止を受けている場合は当該工事又は委託の完了日以降。）に同様の理由で既に文書警告を受けているものについては、文書警告を行わず1月の競争入札参加停止を措置する。

- (2) 工事又は委託成績の評定にあたり法令遵守等の考査項目において競争入札参加停止又は文書警告を受けたことにより点数を減じられた場合は、当該減じられた点数を除いた点数を評定点として前号の規定を適用する。

3 第4号関係

- (1) 制限付一般競争入札の落札候補者が、正当な理由がなく落札者決定のための資料を提出しない場合はアに該当し、文書警告を行うものとする。
ただし、同様の理由で以前3年間に文書警告を受けているものについては文書警告を行わず1月の競争入札参加停止を措置する。
- (2) イに該当し競争入札参加停止等を行うときの措置期間は、履行遅滞の日数により次のとおりとする。

| | | | | |
|---------|-------|----------------|----------------|-------|
| 履行遅滞の日数 | 15日以内 | 16日以上 30日以内 | 31日以上 60日以内 | 61日以上 |
| 措置期間 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |

4 第3号、第6号又は第8号関係

第3号、第6号又は第8号の措置要件に該当することとなる本市以外契約とは、次のとおりとする。ただし、事実発生日から1年以内のものとし、1年以上経過したものについては特に重大かつ悪質なものとする。

- (1) 福岡県内の地域において生じたもの。
- (2) 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県の地域（以下「九州地域」という。）において生じたもので、当該かし又は損害・事故が特に重大であるもの。
- (3) 九州地域以外の地域において生じたもので、当該かし又は損害・事故が特に重大かつ悪質であるもの。

5 第9号関係

- (1) ア、イ又はウに該当し競争入札参加停止を行うときの措置期間は、認定した回数により次のとおりとする。

| | | | | |
|------|-----|-----|-----|-------|
| 認定回数 | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目以上 |
| 措置期間 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |

- (2) 上記の認定回数には、平成22年3月31日以前の「入札参加資格（指名）の一時保留」の回数も含むものとする。

6 第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号関係

水道局又は交通局の発注に係る契約に関しては、当該局の管理者が競争入札参加停止等又は第9条の規定に基づく警告等の措置を行うものとする。

第4 別表第2

1 第1号関係

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- (2) イにおける「法人の役員」とは、執行役員を含むものとする。

2 第2号関係

第2号に該当し競争入札参加停止等を行うときの措置期間は、事案発生区分及び供与金額により次のとおりとする。

- (1) 事案発生区分

- ア 事案発生区分Aとは、事案発生区分B及び事案発生区分C以外のもの
- イ 事案発生区分Bとは、
- (ア) 福岡県内の地域において生じたもの
- (イ) 福岡県外の地域において生じたもので、当該事案が次に掲げる場合であるもの
- (a) 法人（本社・本店）の代表取締役（代表権のない会長を含む。）が生じさせた事案
- (b) 本市と直接の契約の相手方となる本社・本店又は支店・営業所等に所属する者が生じさせた事案
- ウ 事案発生区分Cとは、第4条第2項第1号又は第2号に該当するもの

(2) 措置期間

ア 代表役員等

| | 事案発生区分 | 供与金額 | | | |
|------|--------|---------|--------------------|--------------------|---------|
| | | 100万円未満 | 100万円以上 200万円未満 | 200万円以上 400万円未満 | 400万円以上 |
| 措置期間 | A | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 |
| | B | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 13 月 |
| | C | 12 月 | 13 月 | 14 月 | 18 月 |

イ 一般役員等

| | 事案発生区分 | 供与金額 | | |
|------|--------|---------|--------------------|---------|
| | | 100万円未満 | 100万円以上 200万円未満 | 200万円以上 |
| 措置期間 | A | 6 月 | 7 月 | 8 月 |
| | B | 7 月 | 8 月 | 9 月 |
| | C | 8 月 | 9 月 | 12 月 |

ウ 使用人

| | 事案発生区分 | 供与金額 | | |
|------|--------|--------|-------------------|---------|
| | | 50万円未満 | 50万円以上 200万円未満 | 200万円以上 |
| 措置期間 | A | 3 月 | 4 月 | 6 月 |
| | B | 4 月 | 6 月 | |
| | C | 6 月 | | |

3 第3号及び第4号関係

- (1) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のアからエに掲げる事実のいずれかを知ったとき。
- ア 排除措置命令（第4号関係を除く。）
- イ 課徴金納付命令（第4号関係を除く。）
- ウ 独占禁止法第74条の規定に基づく刑事告発
- エ 独占禁止法違反の容疑により法人の代表者若しくは使用人等が逮捕
- (2) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合は、課徴金納付命令があった場合とする。
(第4号関係を除く。)
- (3) 課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの競争入札参加停止等期間は、当該

制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において短期の期間を下回るときは、第4条（競争入札参加停止等の期間の特例）第3項の規定を適用する。

4 第4号関係

排除措置命令又は課徴金納付命令（以下「排除命令等」という。）において、契約の相手方として不相当であると認められる場合は、次のとおりとする。なお、本号の基準に該当しないときは、有資格者に対し文書により警告を行うものとする。

- (1) 九州地域（九州7県及び沖縄県をいう。）において生じたもの。
- (2) 九州地域以外の地域において生じたもので、当該違反が次の代表的例のような重大なもの。
 - ア 排除命令等があった場合において、代表役員等が違反行為の主導的役割を果たしたことが明らかなきとき。
 - イ 排除命令等において、違反行為が複数の国土交通省地方整備局に及ぶなど広範囲に行われたことが明らかなきとき。
 - ウ 競争入札参加停止等期間が終了した後、3年以内に、再度、排除命令等があったとき。

5 第7号関係

- (1) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者等の業務全般をいうものとする。
- (2) 水道局又は交通局の発注に係る契約に関しては、当該局の管理者が競争入札参加停止等又は第9条の規定に基づく警告等の措置を行うものとする。

6 第9号関係

- (1) 当該措置要件に基づき競争入札参加停止等を行った場合、引き続き措置することの可否は、福岡県警察本部に対して文書により照会し、その結果をもって決定することとする。
- (2) カの「密接な交際」とは友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツなどを共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、偶然に会った場合は含まれないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団関係者を自らが主催するパーティその他の会合に招待する又は暴力団関係者が参加するパーティその他の会合に招待され同席するような関係をいう。

7 第10号関係

- (1) 「不当介入」とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、暴行又は脅迫する言動、その他不当な手段により違法又は不適正な行為を要求し、又は工事の進捗の障害となる行為をすることをいう。
- (2) 福岡県警察本部との連携のもと、当該措置要件に該当し、「契約の相手方として不相当であると認められる」かどうかの判断を行うものとする。

8 別表備考2関係

「情状により」とは、関係者が当該容疑の事実を認めたこと等の事由により逮捕を経ないで書類送検（送致）されたなど、逮捕された場合と同視しうる事情をいう。

第5 その他

1 決裁区分

- (1) 競争入札参加停止措置等及び競争入札参加資格取消しの決裁区分は、財政局長決裁とする。ただし、水道局又は交通局の発注に係る契約に関して、別表第1第1号、第2号、第4号、

第5号若しくは第7号又は別表第2第7号による競争入札参加停止等措置の決裁区分は、当該局の理事決裁とする。

2 公表

- (1) 財政局は、競争入札参加停止等又は競争入札参加資格取消し（以下「措置」という。）を行った業者名、措置の期間、措置の理由等は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。ただし、別表1及び別表2第1号から第8号までに掲げる措置要件の1に該当する場合の排除措置については、この限りでない。
- (2) 公表の方法は、福岡市情報の公表・提供施策の推進に関する要綱（平成14年6月26日制定）第4条第1項第1号並びに同条第2項第4号に準拠する。

附 則

この運用基準は、平成7年1月13日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成13年8月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

ただし、改正後の第3別表第1の2第2号関係の規定は、同日以後に契約した工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成16年10月1日から施行し、同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

この運用基準は、平成18年5月1日から施行し、同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

この運用基準は、平成20年1月1日から施行し、同日以降に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

この運用基準は、平成21年8月1日から施行し、同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

ただし、改正後の第3別表第1の2第2号関係の規定は、同日以後に契約した工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成21年12月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成27年10月22日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年2月28日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年12月28日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和7年2月21日から適用する。

ただし、改正後の第3別表第1の2第2号関係の規定は、令和7年4月1日以後に契約した委託について適用し、同日前に契約した委託については、なお従前の例による。